

(別添2)



ステッカーに掲示する施設名・店舗名が入ります  
申請番号: AAAAAAA-000000  
有効期限: 2021年3月31日

## 「感染防止宣言ステッカー」について

業種別の感染拡大防止ガイドラインに基づく対策を徹底した上で、「**感染防止宣言ステッカー**」を掲示し、来店者・来場者の皆様に安心して利用できる店舗・施設であることをお知らせしましょう。

### 1. 取得方法 **8月7日(金)から申請受付開始**

- ① 県ホームページ(※)の申請フォームから登録前申請をします。
- ② 県からのメール受信後、メール内のURLから本申請の手続きをします。
- ③ 感染防止対策の各項目をチェックし、申請します。
- ④ 県からのメール受信後、メール内のURLから「感染防止宣言ステッカー」をダウンロード、印刷します。
- ⑤ 店舗・施設の入口など、目立つ場所に掲示してください。

### 2. 注意事項

- 「感染防止宣言ステッカー」を入手するには、そのチェックリストのすべての感染防止対策を実施していただく必要があります。
- 「感染防止宣言ステッカー」利用事業者に対し、福岡県又はその指示を受けた者が店舗・施設を訪問し、感染防止対策について直接確認をさせていただく場合があります。
- 申請内容が虚偽であった場合やその他福岡県が不適切と判断した場合には、発行したステッカーの利用を禁止し、既に印刷及び掲示したものについても廃棄・撤去を命じ、その旨を公表する場合があります。

(※)申請フォームは以下URLに掲載しています。詳しくは、以下URLをご覧ください。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19sticker.html>